

公財)日本体育協会 指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ資格 「資格保留者」及び「資格停止者」の再登録方法について

公益財団法人 日本体育協会 公認スポーツ指導者登録規定（抜粋）

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。

- 2 前項の更新にあたっては、資格有効期間が切れる6ヵ月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
- 3 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合には、期間を過ぎても登録することができる。

公益財団法人 日本体育協会 公認スポーツ指導者登録規定 細則（抜粋）

第4条（手続き期間と認定日）

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

- 2 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
- 3 ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

第8条（資格の保留・停止）

本細則第4条に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

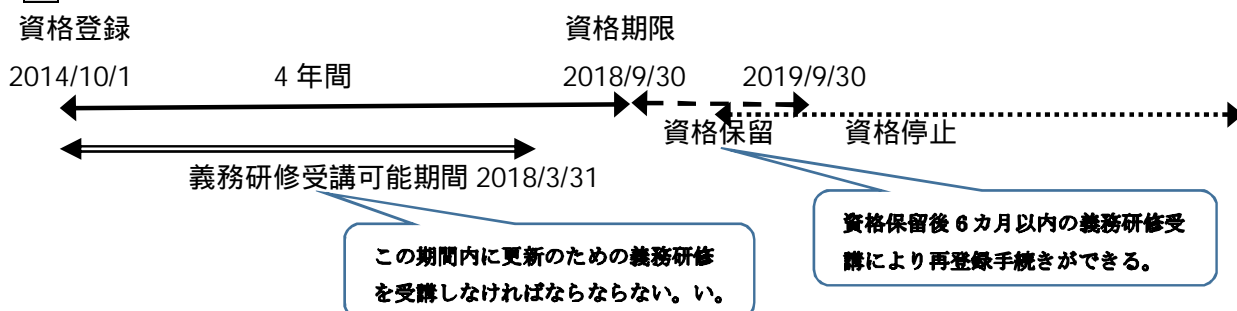
- 2 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる。
- 3 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

資格保留後6ヵ月以内の義務研修受講が条件。以降は「資格停止」となります。

第9条（資格の再登録）

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

例



再登録申請手続きについて

日本バレーボール協会では、日本体育協会に年間2回、再登録申請をいたします。

前期：5月31日まで

後期：11月30日まで

これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年伸びることになります。

再登録の手順について

申請者は都道府県バレーボール協会指導普及委員長に連絡

兵庫県バレーボール協会指導普及委員長 安谷 佳高
連絡先 078 841 1501 (兵庫県立御影高等学校内)
Mail hyogo.sidoufukyu.volleyball@gmail.com

都道府県指導普及委員長から申請者へ必要書類の送付

申請者へ日本体育協会公認スポーツ指導者再登録申請書兼申請要件調査書を送付

(申請書の作成・送付)

申請者から都道府県指導普及委員長へ申請書の提出

その後、JVA 指導普及委員会による審査

(再登録経費振り込み・振込通知書を FAX)

JVA 事務局 (振り込み指示)より申請者へ連絡

申請者は JVA 口座に審査料 3,000 円(現在)を振り込む

申請者は振込通知書を FAX にて JVA 事務局に送信

JVA 事務局での振り込み確認後、JVA 事務局から日本体育協会に再登録申請

(審 査)

日本体育協会による審査結果の通知 (再登録の可否) JVA 事務局へ

その後、JVA 事務局・指導普及委員会 都道府県指導普及委員長へ連絡

日本体育協会 申請者 (再登録可の方) に手続き案内及び書類

申請者 (再登録可の方)

日本体育協会からの指示に沿って、速やかに手続きを完了する。

申請者 (再登録不可の方)

別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。